

業務仕様書

1. 業務名

県歴史文化博物館と連携した四国遍路の魅力発信に係るデジタルマーケティング等委託業務

2. 業務の目的

四国遍路は、弘法大師空海ゆかりの八十八箇所霊場を巡る全長1,400 kmにも及ぶ壮大な回遊型巡礼路で、お接待の文化が今も息づくなど、国内外に誇れる文化であり、四国遍路の世界文化遺産登録に向けては、四国の産学官民が連携し、普及啓発を始めとした様々な取組みを進めている。

また、本県西予市の遍路道沿いに位置する愛媛県歴史文化博物館（以下「歴博」という。）では、愛媛の歴史や文化を紹介する常設展の中で四国遍路の歴史の変遷や民俗を紹介しているほか、四国遍路の創始者である弘法大師空海の生涯を高い芸術性で国際的評価を得ている和紙彫塑家の内海清美氏の作品で紹介する展示「密●空と海－内海清美展」（以下「内海清美展」という。）を行っている。

本業務では、歴博で展示している内海清美展等を四国遍路巡礼の新たな名所として、デジタルマーケティングの手法等を活用しながら、効果的な情報発信を行うことにより、内海清美展、歴博及び四国遍路の認知度・注目度を向上させ、内海清美展及び歴博の入場者数を増加させることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から2026（令和8）年3月24日まで

4. 委託料上限額

2,310,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

5. 業務内容

業務内容は、次の(1)から(6)のとおりとし、愛媛県、歴博及び歴博指定管理者と連携しながら実施するとともに、業務の目的やターゲットを踏まえて、有効な独自の企画提案がある場合は、その趣旨、業務内容に対する効果や経費面について、具体的に提案すること。また、受託者は、業務内容にかかる企画、交渉、調整、諸手続き及び各種手配等の一切の業務を行うものとする。なお、取組みの効果を検証し、愛媛県へ報告すること。

(1) 業務管理

- ・四国遍路に関する県の取組みのほか、歴博及び内海清美展の展示・取組みを理解した上で、本業務を進行・管理すること。
- ・全体の作業スケジュールの素案を示すこと。

(2) ターゲティング

- ・四国遍路巡礼者、四国遍路に興味・関心のある者及びインバウンド観光客への情報発信を重点的に行うこととするが、提案者は、本業務の事業効果の最大化を図るために最適と考えられるターゲット像を検討の上、提案すること。

(3) 数値目標

- ・ 県としては、内海清美展の観覧者数の目標値を以下のとおり掲げている。
令和7年度：32,800人 【参考】令和6年度（実績）：27,181人※県統計より
- ・ また、県では、内海清美展の情報発信に取り組むこととしており、本事業でのランディングページとして想定している歴博ホームページの該当ページ（https://www.i-rekihaku.jp/exhibition/new_jyouseitu/）を、県の別事業において今年度リニューアルすることとしている。該当ページのリニューアルでは、令和3年度に制作した内海清美展の既存PR動画（3種類）と今回制作するPR用ショート動画をページ内に埋め込むこととしているほか、内海清美展の見どころや近隣の札所からのアクセスなどを掲載し、内容を充実させることとしており、本事業でのデジタルマーケティング等との相乗効果により、歴博のランディングページの閲覧者数や内海清美展の観覧者数の増加を図りたいと考えている。
- ・ 上記の内海清美展観覧者数の目標やランディングページのリニューアルのほか、(1)～(2)及び(4)の業務内容を踏まえ、本業務の成果を分析するために有効な指標について、事業の目的に応じた目標KPIを提案すること。
- ・ リーチ数、クリック数のみならずコンバージョン数、エンゲージメント数でも検証できるよう、事業の目的に応じてWebサイトの目標KPIとして提案すること。
- ・ その他、成果を分析するために有効な指標で、別途提案するものがあれば、その効果検証のスキームや目標KPIを提示すること。
- ・ 目標KPIで示した各種値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

(4) デジタル広告の展開

①PR用ショート動画の制作

○制作方針

- ・ 内海清美展や歴博、四国遍路の魅力をアピールし、実際に足を運びたいと思わせる動画を制作する。

○内容及び仕様

- ・ 国内向け2種類及びインバウンド向け2種類の計4種類の動画を制作すること。
- ・ 国内向け・インバウンド向けともに、それぞれ「内海清美展と四国遍路」、「内海清美展と歴博」をテーマにしたもので動画を制作することを想定している。
 - ▷国内向け（①内海清美展×四国遍路、②内海清美展×歴博）
 - ▷インバウンド向け（①内海清美展×四国遍路、②内海清美展×歴博）
- ・ インバウンド向けの動画については、英語、韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）に対応したものを制作すること。
- ・ 制作した動画はデジタル広告として配信することから、適切なサイズ（縦横比）及び長さ（秒数）を提案すること。
- ・ 動画の制作に当たっては、内海清美展にかかる部分については令和3年度

に県が制作した内海清美展のPR動画（17分長編バージョン、4分短編バージョン、15秒バージョンの3種類）を素材として活用することとし、上記テーマ（内海清美展×四国遍路、内海清美展×歴博）に応じて、四国遍路や歴博の映像を適宜組み合わせる動画を制作すること。なお、適宜追加する四国遍路や歴博の映像素材については、受託者において用意・撮影すること。令和3年度に制作した動画は、以下のアドレスで公開中である。

(<https://www.youtube.com/channel/UCZHG7403vPtJBPZSUu2myhQ>)

- ・令和3年度に県が制作した内海清美展のPR動画について、①17分長編（日本語）、②4分短編（日本語）、③15秒（日本語）、④17分長編（英語字幕）、⑤4分短編（英語字幕）、⑥17分長編（中国語（簡体字）字幕）、⑦4分短編（中国語（簡体字）字幕）をVOBファイルで収めているDVDを県が保有しているので、無料で貸与することが可能である。ただし、貸与した映像の複写等については、県の指示に従うこと。

○その他留意事項

- ・動画の制作にあたっては、内海清美展の作者の意向を踏まえ、ビンデザインオフィス有限会社の山内敏功氏の監修を受けること。なお、監修料については、経費として適切に見込むこと。
- ・適宜、テロップ、BGM等を挿入し、視聴者の興味を引く構成とすること。
- ・動画については、公序良俗に反しないものであって、(2)のターゲット像に応じて訴求すべき内容を検討し、広告効果の最大化を図る上で最適なものを提案すること。なお、制作物は、本事業終了後も愛媛県がホームページ等で公開及び使用できるものとする。
- ・提案内容に応じて、選択したプラットフォームに広告を最適化するための動画、画像、コピーライティングの編集についても実施すること。

○成果物の提出

- ・成果物として、以下のものを納品すること。納品場所は愛媛県観光スポーツ文化局文化局まなび推進課内とする。
制作したPR用ショート動画を記録した電子記録媒体（DVD等）2枚
※制作したそれぞれの動画データを別ファイルにして、1枚のディスクに収めること。また、ランディングページへの埋め込みが可能なデータ形式とすること。

②デジタル広告の配信・運用

- ・上記①で制作したPR用ショート動画を活用して、広告の配信・運用を行うこと。
- ・広告媒体や配信方法については、ターゲット像に基づき本業務の事業効果の最大化を図るために最適と考えられる媒体（複数の媒体の組み合わせも可）を選定の上、提案すること。
- ・広告の配信期間については、令和8年1月から3月までの間の2～3か月程度を確保すること。
- ・広告配信は、配信の途中経過（広告への反応）を検証・分析しながら、必要に応じて運用を見直すことで、事業効果の最大化を図ること。
- ・広告効果の最大化を図る上で、愛媛県の関連ホームページの訪問者データ等

を活用した配信が有効と考えられる場合は、愛媛県と協議のうえ、戦略的に実施すること。なお、当該データについては、契約後に提供するものとする。

- ・ランディングページは、歴博のホームページを活用することを想定しており、当該ページのリニューアルを令和7年度に県の別事業で行うこととしているため、歴博及び歴博の指定管理者と協議の上、施策を進めること。なお、上記リニューアルでは、令和3年度に制作した内海清美展の既存PR動画（3種類）と今回制作するPR用ショート動画をページ内に埋め込むこととしているほか、内海清美展の見どころや近隣の札所からのアクセスなどを掲載し、内容の充実を図ることとしている。

③オウンドメディア及び各種 SNS の活用

- ・歴博サイト及び各種 SNS との組み合わせにより、ターゲットの情報接触頻度を向上させ、ターゲットとの関係構築を図ること。

【現状の Web サイト及び SNS アカウント】

- ・愛媛県歴史文化博物館 Web サイト
<https://www.i-rekihaku.jp/>
- ・X 「愛媛県歴史文化博物館（公式）」
https://x.com/ehime_rekihaku
- ・Instagram 「愛媛県歴史文化博物館」
https://www.instagram.com/ehime_rekihaku/?hl=ja
- ・Instagram 「はに坊（愛媛県歴史文化博物館）」
https://www.instagram.com/hanibou_rekihaku/?hl=ja

④PDCAの実施

- ・広告配信期間を通じて、PDCAサイクルを回しながら、広告内容、配信対象、配信方法、オウンドメディア及び SNS 内容等について、愛媛県と協議しながら、継続的に改善を図ること。

(5) 効果測定及び報告業務

- ・効果検証スキームについて、概要や考え方を踏まえ、県と受託者で協議の上、決定するものとする。
- ・事業効果を把握するために必要な効果検証方法を検討すること。
- ・広告配信状況や Web サイトのアクセス分析を行い、月次でレポートを作成し、提出するとともに、対面での中間報告の場を設け、分析結果に基づいた改善策を提案・実施すること。なお、中間報告の時期・回数は、受託後に県と協議の上決定すること。
- ・本業務について、広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）や広告からの Web サイト誘導状況や SNS の登録状況等を分析しながら、事業の状況に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を県と協議の上、実施すること。
- ・広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ分析結果報告書を、速やかに提出すること。

(6) 留意事項

本業務は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

6. 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7. 再委託の可否

受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県が必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。その場合は、契約書に基づき、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

8. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

- ①受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。また、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ②成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ③第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

(2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料・映像素材等は、愛媛県への了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9. 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保有、利用および管理について、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令の規定に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は同法令及び別記2「個

個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、同法令の規定に基づき処罰される場合がある。おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

10. その他

業務の実施にあたっては愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。